第

5932

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 4月 9日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

⇔ 競馬の馬券の払戻金

Q:競馬の馬券の払戻金の取扱いが変わる とか。どのようになりますか?

A:パブリックコメントでは、次のような 取扱いが掲載されて、意見募集がされていま した。

【解説】

馬券の払戻金による所得は、原則として、 一時所得になりますが、雑所得になる場合の 取扱いを、国税庁がパブリックコメントに掲載して、意見を募集していました。

内容は、次のとおりです。

馬券を自動的に購入するソフトウエアを使 用して定めた独自の条件設定と計算式に基づ き、又は予想の確度の高低と予想が的中した 際の配当率の大小の組合せにより定めた購入 パターンに従って、偶然性の影響を減殺する ために、年間を通じてほぼ全てのレースで馬 券を購入するなど、年間を通じての収支で利 益が得られるように工夫しながら多数の馬券 を購入し続けることにより、年間を通じての 収支で多額の利益を上げ、これらの事実によ り、回収率が馬券の当該購入行為の期間総体 として100%を超えるように馬券を購入し続 けてきたことが客観的に明らかな場合の競馬 の馬券の払戻金に係る所得は、営利を目的と する継続的行為から生じた所得として雑所得 に該当する。







